

令和7年度山形県愛鳥週間ポスターコンクール募集要領

1 目的

令和7年度山形県愛鳥週間ポスターを、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒から募集し、その制作過程を通じて野生鳥類の保護思想の高揚を図るものです。また、入選作品は県のホームページに掲載し、広く県民に対して野生鳥類の保護思想の普及、啓発を促進します。

2 主催及び後援

主催 山形県

後援 環境省東北地方環境事務所、山形県教育委員会、日本野鳥の会山形県支部、庄内自然博物館構想推進協議会

3 応募資格

県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒（定時制の学校については、18歳以下を対象とします。）

4 募集期間及び送付先等

(1) 募集期間 令和7年6月2日（月）から令和7年8月1日（金） **※ 必 着**

(2) 送付先

各学校長は、児童・生徒の作品の中から優秀な作品を選び、学校応募票（様式第2号）を添えて、次の送付先へ送付してください。

【送付先】 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県環境エネルギー部みどり自然課 野生生物対策係
電話番号 023-630-3404

(3) 各校の応募点数の目安は次のとおりとします。

児童・生徒数	応募点数
200人未満	5点程度
200人以上400人未満	7点程度
400人以上600人未満	10点程度
600人以上	20点程度

なお、分校は、単独で5点程度応募ください。

また、義務教育学校については、1～6学年を小学生、7～9学年を中学生とみなし、上記程度応募ください。

5 作成要領

(1) ポスターは今年度4月1日以降に作成したものが対象です。過去の年度に描かれた作品は審査対象外です。

(2) 図柄は、日本に生息する野生鳥類を対象として、愛鳥思想の高揚、普及の目的に沿ったものとし、家きん・ペット、動物園などで飼われているイメージは不可です。

- 例 (ア) 自然の中での野鳥と人との交流をテーマとしたもの
(イ) 渡り鳥の保護についての国際交流をテーマとしたもの
(ウ) 野鳥の自然の姿をテーマとしたもの
(エ) 野鳥の保護活動をテーマとしたもの
(オ) その他、野生鳥類保護思想の高揚に役立つもの

(3) 用紙の大きさは縦51～55cm×横36～40cm以内とし、必ず たて描きとします。
(用紙サイズが規定外、また横描きの作品は、審査対象外)

- (4) 彩色は自由です。(クレヨン、パステル、水彩、コラージュ、貼り絵等いずれでも可能です。) ただし、パソコンでの作品は不可です。
- (5) 作品には必ず漢字で「愛鳥週間」と入れてください。「野鳥を守ろう」などの標語やほかの文字は不可です。ただし、愛鳥週間と同じ意味の「Bird Week」は可能です。
 なお、小学校3年生以下が応募する作品には、文字は入れなくても結構です。
- (6) 作品の裏面には、必要事項を記載した応募票(様式第1号)を必ず貼付してください。
 なお、応募票の添付以外にも作品の裏面に直接、学校名、作者名を記入してください。
- (7) 応募作品はオリジナルのものに限ります。野鳥の写真等は参考の範囲にとどめ、参考にした資料がある場合は、必ずその資料名を応募票に記入してください。

6 審査及び審査結果発表

- (1) 審査は、山形県、環境省東北地方環境事務所、山形県教育委員会、日本野鳥の会山形県支部、庄内自然博物館構想推進協議会が選出した審査員で構成する審査会において行います。
- (2) 審査結果については、応募のあった学校に通知します。

7 表彰

- (1) 賞の種類
- | | | |
|-----|-------|---|
| 特選 | 9点 | <ul style="list-style-type: none"> ・山形県知事賞(3点) ・環境省東北地方環境事務所長賞(3点) ・山形県教育委員会教育長賞(3点) |
| 特別賞 | 6点程度 | |
| 奨励賞 | 10点程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本野鳥の会山形県支部長賞(3点程度) ・鶴岡市自然学習交流館ほとりあ館長賞(3点程度) |
| 佳作 | 10点程度 | |
- (2) 特選入賞者には賞状及び記念品を、特別賞、奨励賞及び佳作入賞者には賞状を贈呈します。
 なお、表彰は、令和7年9月以降に、入賞者の学校長に依頼します。

8 入選作品の公表

入選作品は、県のホームページに掲載し、公表します。

9 入選作品について

入選作品の中から、小学校、中学校、高等学校別に優秀な作品各3点(特選9点)を公益財団法人日本鳥類保護連盟主催の「令和8年度愛鳥週間用ポスター原画募集」に応募します。

(審査により総裁賞に選ばれた作品は、令和8年度愛鳥週間ポスターとして印刷され、全国に配布されます。)

10 その他

- (1) 入選作品は、野生鳥類の保護思想の普及、啓発を促進するために、山形県が利用します。
- (2) 応募作品は審査終了後、応募のあった学校へ返却(令和7年11月以降)しますが、入選作品については、県内巡回の展示会終了後の返却(令和8年11月以降)となります。展示会の予定については別途入賞者の学校に連絡します。ただし、公益財団法人日本鳥類保護連盟の総裁賞を受けた場合は、ポスターの原画となるため、返却されません。
- (3) 「5 作成要領」に合致しない場合は、審査対象外となるため留意してください。
 近年、審査対象外となる以下の事例が見受けられます。
 (例) : **海外の野鳥**が描かれている(オウム、ペンギン等)
 : **サイズが規定外の用紙**を使用している
 : 「**愛鳥週間**」「**Bird Week**」以外の文字が入っている
 : 作品が**横描き**になっている